

財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会

情報公開資料の閲覧等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という。）の情報公開を適切かつ円滑に行うため、閲覧手続き方法等を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 共済会の情報に関する事務等については、事務局長が統括管理する。

(閲覧に供すべき資料及び備え置き)

第3条 閲覧に供すべき資料は次のとおりとする。

- (1) 寄附行為及び施行細則
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書

2 前項の資料のうち(3)(4)(5)(6)については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、5年間備え置くものとし、(7)及び(8)については、当該事業年度開始3ヶ月以内に備え次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧の申請の方法及び閲覧の実施等)

第4条 第3条に定めた資料の閲覧を希望する者は、「閲覧申込書」に記入のうえ、申込むものとする。

2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 第3条第1項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、事務局長の指定する職員がこれを担当する。

(閲覧時間及び場所)

第5条 閲覧時間は、共済会の休日以外の日の午前10時から午前11時30分及び午後1時から午後3時までとし、閲覧場所は、共済会事務所とする。

(資料の複写)

第6条 資料の複写を希望する場合は、その経費実費の支払いを要するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、共済会理事長が決定する。

附則

この規程は、平成14年 6月 1日から施行する。